

～米ドル建てで資産形成、あなたにあわせた資産活用～  
**「つみたてドル建終身」の発売について**

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、2019年2月2日<sup>(注1)</sup>から、「つみたてドル建終身」＜5年ごと配当付利率変動型積立終身保険（低解約返戻金型・指定通貨建）＞を発売します。

「つみたてドル建終身」は、日本と比べて金利の高い米国債等で運用すること等により、魅力的な受取額を実現した外貨建保険です。幅広い払込期間やさまざまな受取方法で、多様な資産形成・資産活用ニーズにお応えします。

（注1）2019年3月1日契約日分から

**「つみたてドル建終身」の特徴**



**1 魅力的な受取額 米国債等で運用すること等により、魅力的な受取額を実現**

米国債等で運用することや死亡給付金を積立金とすること等により、払込期間満了後の米ドル建ての死亡保険金や解約返戻金等について、魅力的な受取額を実現しています。

＜払込期間満了時の解約返戻金（米ドル）受取率<sup>(注2)</sup><sup>(注3)</sup>（男性）＞

10年払込	15年払込	20年払込	25年払込	30年払込
104.2%	108.3%	112.0%	117.6%	123.4%

（注2）保険料を米ドルに換算した金額の累計に対する米ドル建ての解約返戻金額の割合

（注3）月掛、払込期間中の当社所定の為替レートが一定と仮定した場合

**2 為替リスクの軽減 毎回の保険料は円ベースで一定**

毎回の保険料は円ベースで一定です。毎回一定額の円を米ドルに換算することで、払込期間中の為替変動の影響を軽減する効果が期待できます（ドルコスト平均法）。

**3 金利変動リスクなし 市場価格調整を行なわないため、金利変動リスクなし**

市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を行なわないため、お客さまが負う金利変動リスクはありません。

**4 資産形成 払込期間を10年から30年まで選択可能**

保険料払込期間は、10年～30年（5年ごと）で設定いただけます。短期から長期まで目的にあわせた資産形成が可能です。

**5 資産活用 払込期間満了後のさまざまな受取方法を準備**

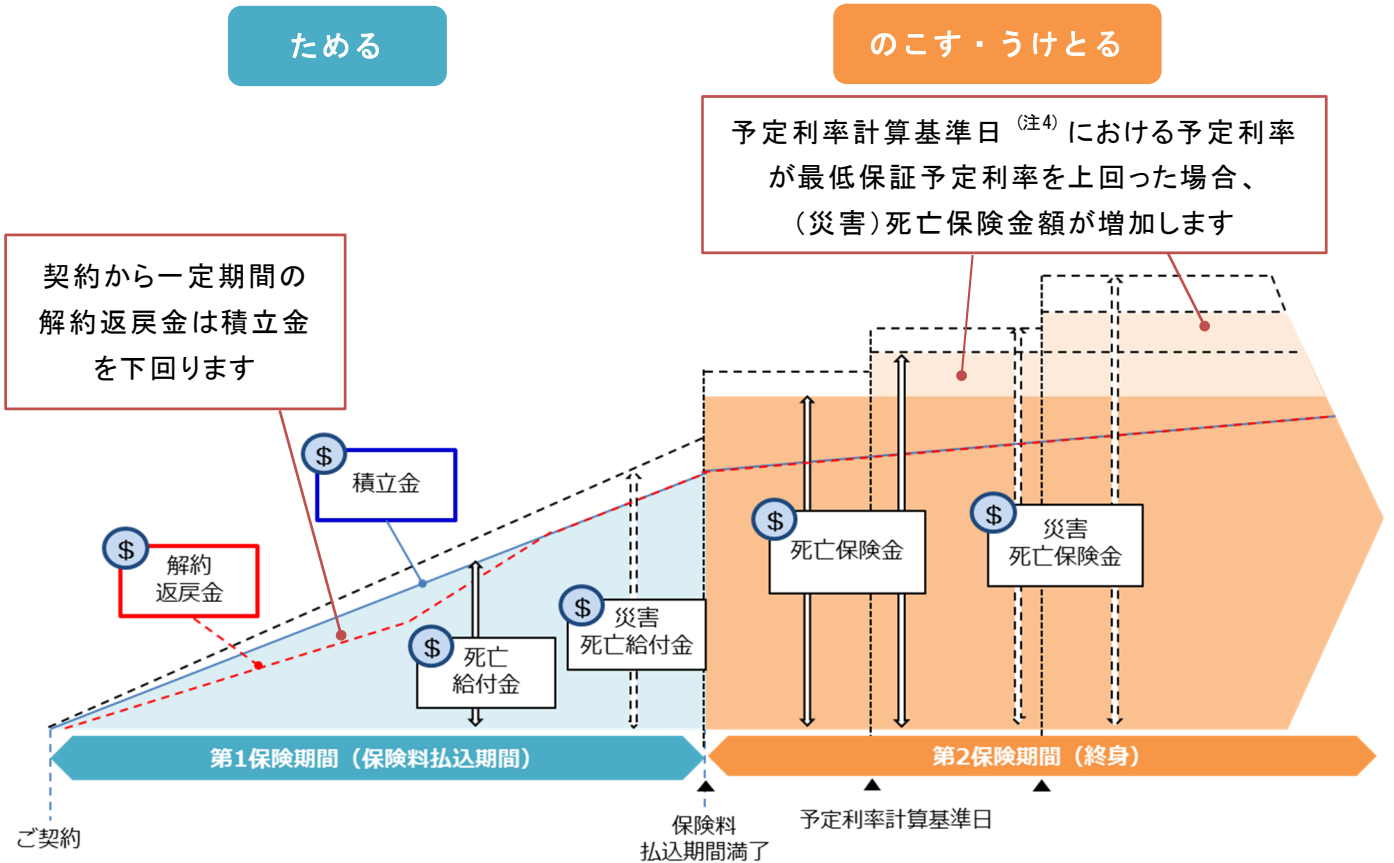
保険料払込期間満了後は、米ドル建ての一生涯の死亡保障がご準備いただけます。

また、解約してご自身で解約返戻金を円や米ドルでお受け取りいただくことや、円で受け取った解約返戻金をもとに一時払個人年金保険に加入いただくことも可能です。

# 1 商品概要

## (1) しくみ

(※) 保険料払込期間 20 年、月掛、払込期間中の当社所定の為替レートを一定と仮定した場合



<p><b>ためる</b></p> <p>第1保険期間 (保険料払込期間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎回一定額の保険料を円でお払い込みいただき、その金額を米ドルに換算して積み立てます。</li> <li>・ 積立金は、契約日の予定利率で運用します。</li> <li>・ 保険料払込期間は、10年～30年（5年ごと）で設定いただけます。</li> </ul>
<p><b>のこす・うけとる</b></p> <p>第2保険期間 (終身)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料の払込満了後は米ドル建ての一生涯の死亡保障がご準備いただけます。</li> <li>・ 解約して、ご自身で返戻金を円や米ドルでお受け取りいただくことや、円で受け取った解約返戻金をもとに一時払個人年金保険に加入いただくこともできます。</li> <li>・ 予定利率計算基準日<sup>(注4)</sup>における予定利率が、最低保証予定利率（0.25%）を上回った場合、(災害)死亡保険金額が増加します。</li> </ul>

(注4) 第2保険期間開始日および開始日から5年ごとの年単位の契約応当日

ただし、予定利率計算基準日における被保険者の年齢が101歳以上となるときは、その日を最後の予定利率計算基準日とします

## (2) 保障内容 (注5)

種類		お支払いする場合	お支払額 <small>(注6)</small>	受取人
第1保険期間	災害死亡給付金	被保険者が第1保険期間の満了時まで に不慮の事故により、その事故の日から180 日以内に死亡したとき	被保険者が死亡した 日の積立金額の1.1倍	死亡 保険金 受取人
		被保険者が第1保険期間の満了時まで に特定感染症により死亡したとき		
	死亡給付金	被保険者が第1保険期間の満了時まで に死亡した場合で、かつ、災害死亡給付金 が支払われないとき	被保険者が死亡した 日の積立金額	
第2保険期間	災害死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に不慮の事故 により、その事故の日から180日以内に死 亡したとき	被保険者が死亡した 日の所定の死亡保険 金額の1.1倍	
		被保険者が第2保険期間中に特定感染症 により死亡したとき		
	死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡した場 合で、かつ、災害死亡保険金が支払われな いとき	被保険者が死亡した 日の所定の死亡保険 金額	

(注5) 高度障害状態の保障はありません

(注6) お申し出により、円で受け取ることもできます

## 2 主な取扱い

### (1) 指定通貨

米ドル

### (2) 契約年齢範囲

契約者	20～85歳（満年齢）
被保険者	0～85歳（満年齢）

### (3) 保険期間

第1保険期間	契約日から保険料払込期間満了日まで
第2保険期間	第1保険期間の満了日の翌日から終身

### (4) 保険料払込期間

10年、15年、20年、25年、30年

ただし、保険料払込期間満了時の被保険者の年齢が95歳以下であること

## (5) 保険料払込方法

平準払い／口座振替扱い

## (6) 最低保険料と保険料の単位

保険料は円によるお払い込みのみ取り扱います

保険料払込期間	最低保険料		単位	
	月掛	新年掛	月掛	新年掛
10年、15年	10,000円	120,000円	1,000円	12,000円
20年、25年、30年	5,000円	60,000円		

## (7) 死亡保険金額例 (注7)

月掛保険料 20,000円、第2保険期間開始日時点の予定利率が契約時と同一、払込期間中の当社所定の為替レートが1米ドル=110円で一定と仮定した場合

(男性の場合)

契約年齢 <small>(注8)</small>	第2保険期間開始日時点の死亡保険金額		
	10年払込	20年払込	30年払込
30歳	24,843.64米ドル	53,217.15米ドル	87,495.84米ドル
40歳	24,736.82米ドル	52,972.68米ドル	87,027.43米ドル
50歳	24,623.18米ドル	52,689.09米ドル	86,171.37米ドル

(女性の場合)

契約年齢 <small>(注8)</small>	第2保険期間開始日時点の死亡保険金額		
	10年払込	20年払込	30年払込
30歳	24,935.14米ドル	53,406.00米ドル	87,827.28米ドル
40歳	24,821.49米ドル	53,166.35米ドル	87,407.17米ドル
50歳	24,710.11米ドル	52,912.04米ドル	86,760.84米ドル

### 【参考】保険料の米ドル換算後金額の累計 (注7)

10年払込	20年払込	30年払込
21,818.4米ドル	43,636.8米ドル	65,455.2米ドル

(注7) 円でお払い込みいただいた保険料を米ドルに換算する際に適用する当社所定の為替レートは日々変動しているため、実際の死亡保険金額および保険料を米ドルに換算した金額の累計は異なります

(注8) 契約日における被保険者の満年齢を表しています

(8) 解約返戻金（米ドル）受取率例 (注9) (注10) (注11)

月掛、払込期間中の当社所定の為替レートが一定と仮定した場合

経過期間	男性			女性		
	10年払込	20年払込	30年払込	10年払込	20年払込	30年払込
5年	64.3%	64.3%	64.3%	64.3%	64.3%	64.3%
10年	104.2%	72.9%	72.9%	104.2%	72.9%	72.9%
15年		108.3%	108.3%		108.3%	108.3%
20年		112.0%	112.0%		112.1%	112.1%
25年			117.6%			117.6%
30年			123.4%			123.4%

(注9) 保険料を米ドルに換算した金額の累計に対する米ドル建ての解約返戻金額の割合

(注10) 10年払込における経過期間10年の受取率は、低解約返戻金期間経過後の受取率

(注11) 円でお払い込みいただいた保険料を米ドルに換算する際に適用する当社所定の為替レートは日々変動しているため、実際の受取率は異なります

### 3 ご留意いただきたい事項について

#### (1) 解約返戻金

この保険は、ご契約から一定期間内に解約された場合などの返戻金額を低く設定した低解約返戻金型です。保険期間ごとの解約返戻金は以下のとおりです。

第1保険期間	・積立金に、下表の契約日から解約などをされた日までの経過期間（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じた割合および解約控除率をふまえた割合を乗じて計算した金額								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年未満</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>10年以上15年未満</td> <td>70% + 経過月数に応じた所定の割合</td> </tr> <tr> <td>15年以上</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	経過期間	割合	10年未満	70%	10年以上15年未満	70% + 経過月数に応じた所定の割合	15年以上	100%
	経過期間	割合							
	10年未満	70%							
10年以上15年未満	70% + 経過月数に応じた所定の割合								
15年以上	100%								
第2保険期間	・経過した年月数により計算した金額								

#### (2) 保険料の変更（減額）

保険料払込期間中は、当社所定の範囲内で毎回の保険料額を減額することができます。減額した場合も、それまでの積立金は引き続き運用されるため、返戻金はありません。減額しなかった場合と比較して、保険料払込期間満了時点での積立金額は少なくなります。

### (3) 保険料のお払い込みが遅れた場合

保険料払込猶予期間内に、保険料をお払い込みいただくことで、ご契約は継続します。

保険料	猶予期間
第1回保険料	払込期月の翌月1日から末日まで
第2回以降の保険料	払込期月の翌月1日から翌々月の末日まで

猶予期間内に保険料のお払い込みがない場合には、猶予期間満了日の翌日にご契約は解除となり、返戻金がある場合はお支払いします。

(※) 失効・復活、自動振替貸付のお取扱いはありません。

## 4 為替リスクについて

この保険は米ドル建商品のため、為替リスクがあります。

- ・この保険における為替リスクとは、為替レートの変動によって、毎回の保険料（円）を米ドルに換算したときや保険金等（米ドル）を円に換算したときの価値が変動することにより差損（差益）が生じることをいいます。
- ・為替レートは日々変動しているため、保険料（円）を当社所定の為替レートにより米ドルに換算した金額は、毎回異なります。  
そのため、この保険の積立金額は、ご契約の際の当社所定の為替レートで試算した積立金額を下回るおそれがあります。
- ・また、保険金や返戻金等をお支払いする際の当社所定の為替レートにより円換算した保険金額や返戻金額等が、ご契約の際の当社所定の為替レートで円換算した保険金額や返戻金額等を下回るおそれがあります。  
さらに、ご契約の保険料払込累計額を下回り、損失が生じるおそれもあります。
- ・この保険における為替リスクは、ご契約者または死亡保険金受取人が負います。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細は、商品発売以降、契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）やコンセプトパンフレット等でご確認ください。